

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 ロタウイルス感染症

第一条の三第三項の表B型肝炎の項の次に次のように加える。

ロタウイルス 感染症	生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にあ る者
---------------	--

第一条の三第二項中「疾病（」の下に「ロタウイルス感染症及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第一条の三第一項の規定（同項の表ロタウイルス感染症の項に係る部分に限る。）は、令和二年八月一日以後に生まれた者について適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三